

石 財 政 第 9 6 号
令和 7 年 1 2 月 2 5 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 南 誠 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



障がい者に関する使用料等の減免について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1 障がい者に関する使用料等の減免について

障がい者に関する使用料等の減免について

1 目 的

障がい者及び障がい者を扶養する者の経済的負担の軽減や、障がい者の自立促進を図ることができるよう、公共施設の使用料等を減免するため、規則等の改正を行います。

2 対象となる障がい者

- ① 身体障がい者・・・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ② 知的障がい者・・・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所で知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者。
- ③ 精神障がい者・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

3 対象となる施設（今回拡大分）別紙

【市長部局が所管する施設】

- ・公園（野球場、庭球場等）、コミュニティーセンター施設、市民プール
- ・石狩市緑苑台パークゴルフ場、保養センター、石狩浜海水浴場駐車場 等

【教育委員会部局が所管する施設】

- ・石狩市公民館
- ・石狩市ふれあい研修センター（高岡、北生振、五の沢、生振の各センター） 等

4 減免内容とその割合

- ①身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合
10 割減免
- ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 5 割減免
（その他）

※石狩浜海水浴場駐車場、川下海浜公園の駐車場については、

- ・二輪車・普通車に関しては障がい者が乗車している場合は 10 割減免
- ・中型車・大型車に関しては 2 人以上の障がい者が乗車している場合は 5 割減免

※石狩市営住宅駐車場

- ・駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合は 10 割減免

5 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日より施行

市長部局分

①身体障がい者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合 10割減免

②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 5割減免

○：新たに適用するもの △：すでに適用されているもの ◇：減免内容を変更するもの ー：該当なし

施設名	種別	①	②
青葉公園	野球場	ー	○
	庭球場（クレートコート）に限る	○	○
	陸上競技場	○	○
紅葉山公園、若葉公園、 花川南公園、樽川公園、	野球場	ー	○
	庭球場	○	○
紅葉山南公園	庭球場	○	○
弁天歴史公園	楽山居	○	○
	運上屋ホール	○	○
スポーツ広場	ソフトボール場	ー	○
	サッカー場	ー	○
花川北コミュニティセンター	ホール	△	○
	1階 和室	△	○
	1階 工芸室	ー	○
	2階 会議室、和室、視聴覚室、料理室	ー	○
	陶芸窯	△	○
花川南コミュニティセンター	アリーナ	△	○
	1階会議室	ー	○
	1階浴室・談話室	△	ー
	2階多目的ホール	△	○
	2階和室	ー	○
	2階料理室	ー	○
	2階トレーニングルーム	△	ー
八幡コミュニティセンター	アリーナ	△	○
	小会議室	△	○
	会議室	△	○
	調理室	ー	○
	和室	△	○
厚田総合センター	ホール	△	○
	集会室1号、2号	△	○
	和室A、B	△	○
石狩市総合保健福祉センター（りんくる）	会議室	ー	○
	調理実習室	ー	○
	視聴覚室	ー	○
	交流活動室	ー	○
	陶芸室・陶芸窯	ー	○
多目的スポーツ施設 （サンビレッジ）	アリーナ	○	○
	ミーティングルーム	ー	○
	トレーニングルーム	○	ー
B&G海洋センター	アリーナ	△	○
	トレーニングルーム	△	○
	ミーティングルーム	ー	○
	プール	△	○
浜益スポーツセンター	アリーナ	△	○
望来コミュニティセンター	多目的ホール、多目的研修室、農村体験室	△	○
	農村加工実習室、多目的広場、物産コーナー	○	ー
浜益コミュニティセンター	パークゴルフ場・用具利用料金	○	ー
浜益コミュニティセンター	多目的ホール、調理室、視聴覚室、集会室	△	○

施 設 名	種 別	①	②
花川北保健センター	健康増進室	○	○
	リハビリ室	—	○
	検診室	—	○
あいろーどパーク	キャンプ場	○	—
	地場産品体験コーナー	—	—
	屋内スペース、屋外スペース	—	—
緑苑台パークゴルフ場	パークゴルフ場・用具利用料金	○	—
市民プール	プール	○	—
	多目的ホール	○	○
石狩市保養センター	入館料・貸室料	◇	—
集会所	会議室等	—	○
高齢者生きがい福祉施設	花川北憩いの家	○	—
	横町寿の家又は厚田憩いの家（浴室に限る。）	○	—
石狩浜海水浴場駐車場	駐車場 （二輪車・普通車は①、中型車・大型車は②を適用）	○ 障がい者が乗車している場合	○ 2人以上の障がい者が乗車している場合
川下海浜公園	駐車場 （二輪車・普通車は①、中型車・大型車は②を適用）	○ 障がい者が乗車している場合	○ 2人以上の障がい者が乗車している場合
市営住宅	駐車場 （駐車場の使用者又は同居者が障がい者である場合）	○ 対象となる障がい者を拡充	—

教育委員会分

施 設 名	種 別	①	②
学校施設	屋内体育館・グラウンド	—	○
	双葉小学校：陶芸室および陶芸窯	○	○
	紅南小学校：会議室、和室、音楽室、多目的室	○	○
	緑苑台小学校：音楽ホール、多目的室、家庭科実習室、コンピュータ室、創作室、和室、図書室、陶芸窯	—	○
市民図書館	研修室1・研修室2・研修室3	○	○
	視聴覚ホール	○	○
公民館	第1、第2、第3、第4又は第5研修室	○	○
	視聴覚室	○	○
	実習室	○	○
	多目的ホール	○	○
公民館美登位分館	和室A又はB	○	○
	研修室	○	○
	調理室	○	○
高岡ふれあい研修センター	アリーナ	○	○
	研修室A、B、C又はD	○	○
	調理室	○	○
北生振ふれあい研修センター	ホール	○	○
	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
五の沢ふれあい研修センター	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
生振ふれあい研修センター	ホールA又はB	○	○
	研修室A、B又はC	○	○
	調理室	○	○
	陶芸室・陶芸窯	○	○
美登位創作の家	創作棟A、B、C又はD	○	○
	宿泊棟A又はB	○	○
砂丘の風資料館		○	—
はまます郷土資料館		○	—